北開局都住第106号 平成25年8月9日

北海道知事 殿 札 幌 市 長 殿

北海道開発局長

都市計画法第 18 条第 4 項及び第 87 条の 2 第 3 項の 規定による同意の基準の一部改正について(通知)

今般「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 37 号)等の成立により、都市計画法及び都市計画法施行令が改正され、国土交通大臣への同意を要する協議は、「国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画」に限られることとなったことから、「都市計画法第 18 条第 4 項及び第 87 条の 2 第 3 項の規定による同意の基準について」(平成 16 年 12 月 24 日北開局都住第 709 号北海道開発局長通知)を別紙のとおり改正しましたので、通知します。

<連絡先>

事業振興部都市住宅課計画調整係 多積 TEL011-709-2311 (内線 5867)

## 北海道における都市計画法第18条第4項及び 第87条の2第3項の規定による同意の基準

(平成16年12月24日北開局都住第709号) 改正 平成25年8月9日北開局都住第106号

標記について、以下のとおり定める。

## 第 1 対象地域 北海道

- 第2 都市計画法(以下「法」という。)第18条第4項及び第87条の2第3項の規定 による同意の基準
  - 1 同意を要する都市計画全てに共通する基準 国土形成計画、北海道総合開発計画、社会資本整備重点計画等に適合すること その他法第13条に規定する都市計画基準に適合するものであること。
  - 2 各都市計画に関する同意の基準
    - (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「マスタープラン」という。)に関する都市計画(令第12条第1号)
      - ア マスタープランに基づき定めることとなる都市計画(大臣同意を要する ものに限る。)が、その種類に応じ、それぞれ、2(2)から(4)まで の基準に照らして適切に定められることとなるものであること。
      - イ 国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国として重要な農 地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の 確保等の観点から、国の施策に支障を生じないよう適切に定められている こと。
    - (2) 区域区分に関する都市計画(令第12条第2号)
      - ア 人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて、依然としてスプロールの可能性のある都市計画区域では、適切に区域区分が実施されていること。
      - イ 人口及び産業の動向等から見て、市街化区域に人口及び産業を適切に収 容することができるよう、市街化区域が設定されていること。
      - ウ 国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国として重要な農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から、国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること。

- (3)地域地区に関する都市計画(令第12条第3号)
  - ア 国が策定する都市再生基本方針、港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針、歴史的風土保存計画、近郊緑地保全計画等との整合が図られていること。
  - イ 都市再生、歴史的風土の保存等国の重要な施策に支障を生じないよう適切に定められていること。
- (4) 都市施設に関する都市計画(令第12条第4号)
  - ア 道路、鉄道、空港、公園、河川等の施設に関する国の計画との整合が図られていること。
  - イ 国による道路、空港、公園、河川等の設置及び管理等国の施策に支障が 生じないよう適切に定められていること。
  - ウ 当該都市施設の有する機能により広域的に波及する影響を勘案し、適切 な規模で必要な位置に配置されていること。
  - エ ネットワークとしての機能が求められている都市施設に関しては、広域 的なネットワークとの整合が図られていること。
  - オ 当該都市施設の規模及び配置が、周辺の土地利用との整合が図られ、か つ、周辺環境に十分な配慮がなされていること。